

第23期 第26回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 令和元年9月10日（火）午後4時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 庁議室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 宇佐美一彦 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄
5 田中太郎吉 6 馬場博文 7 横山恭臣 9 寶谷 実
11 星野信雄
- 4 欠席の委員 8 齋藤悦康 10 吉田 勉
- 5 出席の職員 事務長 望月義実 事務主査 篠崎 努
主 事 江橋享佑 主 事 築出大典
- 6 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第44号 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について
議案第45号 相続税納税猶予に係る特例適用農地等における3年毎の農業経営
継続証明書の発行について
議案第46号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項に基づく事業
計画書の承認について
- 日程第3 報告事項 (1) 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得届の受
理通知書発行に関する報告について
(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理
通知書発行に関する報告について
(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理
通知書発行に関する報告について
(4) 国有農地等借受人の名義変更について
- 日程第4 協議事項 (1) 農地利用状況調査の日程及び調査対象地について
(2) 東京都指導農業士の推薦について

7 議 事

- 荒 堀 会 長 只今から、第26回足立区農業委員会会議を開会いたします。
はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。
私の方から、議席順に指名いたします。田中委員、馬場委員の両名にお
願いいたします。
- 荒 堀 会 長 次に、日程第2、議案第44号『相続税納税猶予に関する適格者証明書
の発行について』です。
本件について、事務局から説明願います。
- 主 事 (議案第44号について、農業相続人、特例適用農地、相続開始年月日、
現地確認日について説明。)
- 荒 堀 会 長 それでは、鹿濱委員から報告をお願いいたします。
- 鹿 濱 委 員 8月2日に事務局2名とともに、現地及び状況確認してまいりました。
現地確認をした当日は、被相続人から農地を相続した申請者と面会しまし
た。(作付状況及び今後の農業従事者を説明。)引き続き適正な農業経営が
行われることが確認できたため、適格者証明書の発行について何ら問題な
いと思います。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。
- 一 同 (な し)
- 荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、適格者証明書を発行することといたし
ます。
- 一 同 (了 承)
- 荒 堀 会 長 次に、議案第45号、『相続税納税猶予に係る特例農地等における3年
毎の農業経営継続証明書の発行について』です。
本件について、事務局から説明願います。
- 主 事 (議案第45号について、農業相続人、特例適用農地、相続開始年月日、
現地確認日について説明。)
- 荒 堀 会 長 それではまず、1件目の審議について、田中委員から報告をお願いいた
します。
- 田 中 委 員 8月9日に事務局2名と私で、特例適用農地を現地確認してまいりまし
た。当日は、農業相続人及びその配偶者と面談いたしました。(作付状況
を説明。)圃場の肥培管理は適切に行われており、農業経営継続証明書の
発行には問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。
- 荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。
- 一 同 (な し)
- 荒 堀 会 長 それでは、1件目について、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書
を発行することといたします。
- 一 同 (了 承)
- 荒 堀 会 長 次に、2件目と3件目の審議について、田中委員から報告をお願いいた
します。
- 田 中 委 員 8月9日に事務局2名と私で、特例適用農地を現地確認してまいりまし
た。(作付状況を説明。)圃場は適切に管理されており、農業経営継続証

明書の発行には問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、2件目と3件目について、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を発行することといたします。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、4件目の審議について、鹿濱委員から報告をお願いいたします。

鹿濱委員 8月9日に事務局2名と私で、現地及び状況確認してまいりました。当日は、農業相続人の子と面談いたしました。(作付状況を説明。)特例適用農地として適正に管理されていることが確認できたため、農業経営継続証明書の発行について何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、4件目について、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を発行することといたします。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、5件目の審議について、私から報告いたします。(作付状況を説明。)今回の農業経営継続証明書の発行は認めることとし、今後の状況を見守っていきたいと思います。

只今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、5件目について、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を発行することといたします。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、6件目の審議について、馬場委員から報告をお願いいたします。

馬場委員 9月2日に事務局と私で、特例適用農地を現地確認してまいりました。当日は、農業相続人と面談いたしました。(作付状況を説明。)農業相続人は、手広く農業経営を展開しています。圃場も適切に管理されており、農業経営継続証明書の発行には問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、6件目について、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を発行することといたします。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、議案第46号、『都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画書の承認について』です。

本件について、事務局から説明願います。

主 事 (議案書に従い、申請者、所有者、申請地等について説明。)

最初に、貸借を開始するために必要な手続きを説明いたします。提出さ

れた事業計画書について、まず、農業委員会が承認・決定し、その後、足立区長が事業計画書を認定する流れになります。

次に、農業委員会が審議すべき項目について説明いたします。法律では、事業計画書の中身がこれから述べる5つの項目を満たしているか、農業委員会が確認することとされています。

第一に、「耕作の事業内容の適合」についてです。本件の借受人の耕作事業内容は、生産された農産物の概ね5割以上を、足立区若しくは隣接する区市町村のJAの直売所、市場、庭先にて販売する計画になっているため、条件を満たしています。

第二に、「周辺地域における農地の利用の確保」についてです。農薬の使用方法については、貸付人の指導を受けながら地域の防除基準に従う計画です。また、申請地のある六町周辺は宅地化されており、周辺農地への農業上の利用による影響がないため、条件を満たしています。

第三に、「農地の全てを効率的に利用するか」についてです。今回借り受ける生産緑地は、パイプハウス4棟と露地ですが、これらの農地及び生産設備すべてを利用して、効率的に耕作する営農計画になっているため、条件を満たしています。

第四に、「契約の解除条件」についてです。借受人が農地を適正に利用していない場合に契約を解除する旨の条件が契約書に記載されているため、条件を満たしています。

最後に、「地域の農業者との役割分担等」についてです。地域農業者と連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組む計画になっているため、条件を満たしています。

また、本件における事業計画書及び契約書は、作成時に東京都農業会議にも確認済みで、問題ないとの意見を得ています。

以上の内容は、来月の農業委員会会議で再度説明いたします。質問事項等ありましたら、事前に事務局までご連絡ください。

- 荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。
- 荒堀会長 借受人の居住地と借り受ける圃場の距離は、考慮しなくてもよいのでしょうか。
- 主 事 借受人の居住地と借り受ける圃場の距離については、法律上の基準は設けられていません。本件においては、借受人の居住地から借り受ける圃場までの所要時間は事業計画書に記載されております。
- 荒堀会長 本件については問題ないと思います。しかし、借受人の居住地から借り受ける圃場までの所要時間が長時間に及ぶ事例が今後出てきた場合は、承認すべきか否かの判断が難しくなるのではないかと思います。
- 事務主査 借受人の居住地と借り受ける圃場の距離について、法律上の基準はありません。しかし、農業委員会として、現実的に農業経営を継続可能か否か判断するうえで、会長からご指摘のありました、借受人の居住地から借り受ける圃場までの所要時間等も判断材料のひとつになり得ると思います。それぞれの案件で事情は異なると思われまますので、個別に判断していくこ

とになると思います。

荒堀会長 他に質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、この議案については、10月8日開催の第27回農業委員会
会議にて、再度審議することといたします。

荒堀会長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第3条の3第1項の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第3条の3第1項の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、権利を取得した者、土地の所在等、届出月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、報告事項の2、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の
転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、報告事項の3、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の
転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、報告事項の4、『国有農地等借受人の名義変更について』です。
本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、「国有農地等借受人の名義変更」について、対象地、貸付状況、変更前及び変更後の借受人名義、借受人住所、通知日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。
一同 (了承)

荒堀会長 次に、日程第4、協議事項の1、『農地利用状況調査の日程及び調査対象地について』です。
本件について、事務局から説明願います。

主事 (別紙1により、「農地利用状況調査の日程及び調査対象地について」を説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。
一同 (なし)

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、決定することといたします。
一同 (了承)

荒堀会長 次に、協議事項の2、『東京都指導農業士の推薦について』です。
本件について、事務局から説明願います。

主事 (別紙2により、「東京都指導農業士の推薦について」を説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。
一同 (なし)

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、決定することといたします。
一同 (了承)

荒堀会長 他に、何かありますか。

事務主査 (①活動報告と今後の予定について②「千住ネギ」の生育状況及び定植授業の日程について③特定生産緑地指定に係る申請状況について④農業委員会だより第44号の配布について⑤令和元年度足立区農業委員会行政視察の候補地について⑥令和元年度農家基本台帳補正調査等の集計状況について⑦令和元年度農業功労者表彰の推薦候補者について⑧都市農業公園「秋の収穫祭」出展事業の実施について⑨足立区青井シェア畑農園の管理運営状況について⑩認定農業者等の担い手の組織化に関する現状について⑪東京都に対する意見の提出について、を説明。)

荒堀会長 他に、何かありますか。
一同 (なし)

荒堀会長 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、第26回足立区農業委員会会議を閉会いたします。
ありがとうございました。